

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出席	副 会 長	加 藤 勘 治	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	委 員	服 部 多惠子	
欠席	委 員	荻 巢 征 夫	
出席	委 員	野 口 隆	
出席	委 員	藤 原 智	
出席	委 員	加 藤 薫	
欠席	委 員	水 谷 善 一	
出席	委 員	黒 田 國 昭	
出席	委 員	中 野 英 孝	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	蜂須賀 時 夫	
出席	委 員	伊 藤 幹 雄	
出席	委 員	服 部 勝 明	
出席	委 員	横 井 博 昭	

出欠席	役職	氏名	備考
欠席	委員	立松春雄	
出席	委員	加藤清治	
出席	委員	小林義昭	
出席	委員	辻義則	
出席	委員	三輪清博	
出席	委員	村上守國	
出席	委員	野口ゆき彖	
出席	委員	井戸田幸夫	
出席	委員	安田秀樹	
出席	委員	佐藤武司	
出席	委員	古野正史	
欠席	委員	石垣謙治	
出席	委員	野田峯和	
欠席	委員	堀田重孝	
出席	委員	服部政良	
出席	委員	植田秀夫	
出席	委員	中島義雄	
出席	委員	伊藤宗雄	
出席	委員	古江寛昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	渡 辺 弘 康

愛西市農業委員会 平成22年10月定例会議事録

発言者	内 容
	<p>1.開催日時 平成22年10月20日(水)午前9時00分から午前9時29分</p> <p>2.開催場所 立田庁舎3階第一会議室</p> <p>3.出席委員(32人)別紙のとおり</p> <p>4.欠席委員(5人)別紙のとおり</p> <p>5.議事日程</p> <p>第1 議事録署名委員の指名</p> <p>第2 議案第22号 農地法第3条関係</p> <p>第3 議案第23号 農地法第5条関係</p> <p>第4 議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>第5 議案第25号 事業計画変更承認申請関係</p> <p>第6 決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>第7 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>第8 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>第9 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>第10報告 農地法第4条関係取消願</p> <p>第11その他</p> <p>6.農業委員会事務局職員(3人)別紙のとおり</p> <p>7.本委員会の書記は、 課長補佐 鷲野継久 と 係長 渡辺弘康 とする。</p> <p>8.会議の概要</p> <p>開 会 (午前9時00分)</p> <p>事務局 皆さんおはよう御座います、定刻になりましたので平成22年10月農業委員会定例会を始めたいと思います。それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。会長さん宜しく願います。</p> <p>会 長 〈会長あいさつ〉</p> <p>議 長 それでは、本日の出席者数は37名中32名で、定足数に達しておりますので、只今より10月定例農業委員会を開会します。</p>

審議に入ります前に、日程第 1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

それでは、議席番号 20 番 辻義則 委員、議席番号 21 番 三輪清博 委員を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 22 号	農地法第 3 条関係	3 件
議案第 23 号	農地法第 5 条関係	8 件
議案第 24 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1 件
議案第 25 号	事業計画変更承認申請関係	1 件
決定第 8 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定 による当委員会の決定について	1 件
専決報告	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出	2 件
専決報告	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出	1 件
専決報告	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出	5 件
報告	農地法第 4 条関係取消願	1 件

それでは、議案第 22 号 農地法第 3 条関係 3 件について事務局より説明をお願いします。

事務局

失礼します、1 ページをご覧ください。

(番号 1 番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所地・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)

通作距離時間につきましては、こちらにて計測した結果、10.2 km、20 分で御座いました。

(番号 2 番、同項目を同様に朗読)

このお二人につきましては、兄と妹の関係で、通作距離時間につきましては実測で 12.5 km、25 分で行いました。

(番号 3 番、同項目を同様に朗読)

この譲受人につきましては、申請理由が申請地を借受け農業経営を行う、新規就農と言う事でございます、新規就農につきましては事前審査を 10 月 8 日に会長・地区農業委員・事務局にて本人を呼び出し、農業に対する意欲、経験、営農計画、収支計画、健康状態を聞き取りし、特に問題となる事案はございませんでした。以上報告させていただきます。

尚、1 番から 3 番につきましては、農地法第 3 条 2 項各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上でございます。

議長

はい、只今、議案第 22 号について事務局より説明をさせていただきましたが、何かご質問ございますか。

11番委員	すみません。
議長	はいどうぞ。
11番委員	<p>3番の橋本さんの関係の新規就農について少しお尋ねさせていただきます。実は、北一色地区についても新規就農をしたいと言う事で、先だってから事務局へ相談に見えている方がありまして、私共へも相談がございました。</p> <p>お尋ねをするのは、今回の新規就農についての事でもございますが、聞く所によりますと他の市町村には就農モデルと言うものがあって、それに従って指導をすると言った事などと聞いていますが、愛西市の農業委員会については、そういったものが有るかと言う事と、新規就農者の要件で満たさなければならぬ様な事と言うものが具体的にありましたらお聞かせを頂きたい。先程の事前審査の内容も若干お聞かせをいただければと思います。</p>
事務局	<p>失礼します、モデルと言う形では無いのですが、私共につきましては事前に新規就農に関する意欲・営農計画、営農計画の中には当然通作距離、今回の事案でありますと自宅より約5.5km、就農日数は年間300日、作物の作付けにつきましてはイチゴとなっております、もう一つは収益見込み、どれぐらいの売り上げが見込まれるのか、及び近代化的農業等に関して、農機具の所有状況を聞き取りさせて頂きました、尚、その他と言う事で土地改良区等及び地元の風習等を了解していただけるのか、そういった事を聞き取りさせて頂き、後日、聞き取った内容にて議事録を作りまして本人に確認していただき記名・捺印をいただいて委員会までに提出をお願いする形を取っております。基本的には下限面積5反要件、年間150日以上が主に基本となろうかと思っております。以上ですが。</p>
11番委員	この方は、新規就農でも専業、兼業と有ると思うのですが、イチゴ農家だと専業でやられるのか。
事務局	専業です。
議長	もう少し詳しく。
事務局	<p>今までの農業就農経験は22年でございます、それと世帯分離されております、お父様は愛西市立田地区、ご自分が津島市で、私共の農地基本台帳にはお父様の名前しか載っておりませんが、但し、今回、賃貸借にて津島市の方が、息子さんと言えども津島市の方が、書面上で言いますと面積が0㎡から17,000㎡の農地を賃借されるという事で新規就農と言う形になります。</p>
11番委員	経営委譲みたいな形か。

事務局	<p>そうですね、ですが書面上は0㎡からであり、決まり事とは存じますが事前審査を行ったのが実情です。</p>
議長	<p>他に宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、議案第22号 農地法第3条関係について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第23号 農地法第5条関係 8件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します、3ページをご覧ください。</p> <p>(番号1番、譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所地・地目・面積、目的、権利の内容、申請理由を朗読)</p> <p>農振除外案件であり、農地区分に関しましては日比野駅500m以内で2種農地と判断します、目的も本家に隣接する農地に分家住宅を建設する事で、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>(番号2番、同項目を同様に朗読)</p> <p>この312-2番地と312-4番地につきましては、平成19年5月に譲渡人にて分家住宅を建築する許可の願いがあり、平成19年5月に許可が下りております、今回は用途が変わりまして、最後に報告させていただきますが19年5月の許可につきましては今回、取消願が出ている案件で御座います。</p> <p>農地区分に関しましては永和支所より300m以内で3種農地と判断します、目的は販売用自動車の展示・駐車場であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>(番号3番、同項目を同様に朗読)</p> <p>農地区分に関しましては永和支所より300m以内で3種農地と判断します、目的も分家住宅、面積340㎡であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>(番号4番、同項目を同様に朗読)</p> <p>農地区分に関しましては、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用区域内農地と判断します、但し、目的が施行令第10条第1項第1号に該当する一時的な利用に供するために行う転用であり、愛知県発注のたん水防除事業及び地盤沈下対策事業の資材置き場と</p>

して利用で、期間は22年11月20日から23年3月11日までであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

(番号5番、同項目を同様に朗読)

農地区分に関しましては街区が連たんする区域に近接する農地で2種農地と判断します、目的も分家住宅、面積の2筆で365㎡であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

(番号6番、同項目を同様に朗読)

一部を住宅の庭敷地にて利用により始末書が添付されております、農地区分に関しましては街区住宅割合40%以上にて3種農地と判断します、目的は分家住宅で、本家に隣接する2筆で面積も374㎡であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

(番号7番、同項目を同様に朗読)

農地区分に関しましては街区住宅割合40%以上にて3種農地と判断します、目的も分家住宅との事であり、面積は429㎡で、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

(番号8番、同項目を同様に朗読)

農振除外案件であり、農地区分に関しましては10ha以上の一団の農地で甲種農地と判断します、目的が施行令第10条第1項第2号イ、施行規則33条第1項4号に該当する分家住宅であり面積も391㎡で、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上でございます。

議長

只今、議案第23号についてご説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。 宜しいですか。

19番委員

少しお聞きしたのですが、2番の案件ですが、一応畑から雑種地にする形になるかと思うのですが、雑種地になってしまうと後々は許可後ですので、目的を逸脱して使用された場合はペナルティーが有るのかどうなのか。どこまで農業委員会として携わっていいのかもお聞きしたい。

事務局

まず、罰則は3年以下の懲役又は300万以下の罰金、法人は1億円以下の罰金がございます、それから、どこまで見守るのかでございますが、実はこの件につきましては少し心配でしたので、愛知県と私共にて受人を呼び出しまして先般、目的どおり出来るかの聞き取りをしました、書類の方は整っております、本人も「やる」という意思がハッキリしていましたので、それを疑って「出来ないのでは」とは言えませんが、その後工事が完了したら完了届けを出すと言う事を本人に指示しました、愛知県からも罰則規定がある旨、本人に伝えていただき、その様な事で少し見守って行きたいと思っております、よろしくお願いたします。

議長

宜しいでしょうか、

事務局	<p>(発言なし) それでは議案第23号 農地法第5条関係 8件について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難う御座いました、全員賛成ですので許可相当として県へ進達する事と決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>6ページをご覧下さい。 (相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1番の適格証明者住所氏名・申請地・地目・面積を朗読) 申請農地2筆を確認しましたが水稻が作付けられ、引き続き農業経営を営む事が認められると思われます。</p>
議長	<p>只今、議案第24号についてご説明させていただきました、何かご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>無い様ですので、議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成と言う事で、証明する事に決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第25号 事業計画変更承認申請関係 1件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページをご覧下さい。(事業計画変更承認申請関係1番、譲渡人・譲受人・申請地所在・地目・面積・目的・事由の朗読) 本年6月の案件でございます、当初は居宅のみの89.68㎡、それを63.80㎡、25.88㎡のマイナスをする図面が添付されております、尚、カーポートは当初は無かったのですが、21.38㎡追加し、延べ床面積85.63㎡になろうかと思惟ますが、その様な計画の変更でございます。特に問題となる事は無かろうと思われます。 以上でございます。</p>

議 長	<p>只今、議案第25号についてご説明をさせていただきました、何かご意見ございますか。 宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、議案第25号 事業計画変更承認申請関係 1件について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成ですので、県へ進達する事と決定させていただきます。</p> <p>続きまして決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 1件を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8ページをご覧下さい。(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について1番、借受人・貸付人・申請地所在、現況地目、面積・公告年月日、期間・作物名・権利の内容・新再設定を朗読)</p> <p>尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>決定第 8号について何かご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成ですので市へ答申する事に決定いたします。</p> <p>続きまして、専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2件、専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件、専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 5件、報告 農地法第4条関係取消願 1件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9ページをご覧下さい、(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による</p>

届出 1番から2番の届出者住所氏名・届出地・面積・権利の種類を朗読)
10ページをご覧下さい、(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)

11ページをご覧下さい、(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)3番と4番につきましては一体に利用して共同住宅4棟を建設する計画でございます。

以上、3件の専決処分につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理し通知を行いました。

続きまして、12ページをご覧下さい、(報告 農地法第4条関係取消願1番の届出者住所氏名・申請地所在、地目、面積・内容・取下げ理由・当初許可年月日を朗読、説明) 以上で御座います。

議長

只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか、それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成ですので、可決承認をさせていただきました。

これをもちまして、10月定例農業委員会を閉会とさせていただきます。

閉 会 (午前9時29分)

平成22年10月20日

会 長 日 永 照

議事録署名者
議席番号20番委員 辻 義 則

議事録署名者
議席番号21番委員 三 輪 清 博

会 長	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立田地区 農地パトロール報告をお願いします。
14 番委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地パトロール報告
会 長	<p>事務局より報告事項があれば。</p>
事務局	<p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今月の農地パトロール 10月27日(水) 午後1時30分 八開農業管理センター 土地利用調整室に集合 ・ 次回農地パトロール佐織地区 11月25日(木) 予定しております。 ・ 次回農業委員会 11月19日(金) 午前9時 立田庁舎 第一会議室 ・ 農業委員会だより編集委員会を次回農業委員会終了後行います。 ・ 「農地の賃借料情報の提供」について配布資料、農地の賃貸借情報の提供の概要1から3を朗読説明、及び、愛西市賃借料情報(平成21年分)の資料を基に10a当たり田(水稻)平均額6,200円、畑(普通畑)平均額15,800円における算出根拠の説明を事務局より行った、協議の結果、法52条の規定により情報提供を窓口・農業委員会だより・ホームページ等を活用して行う事となる。

--	--